



 5章■施策の展開 

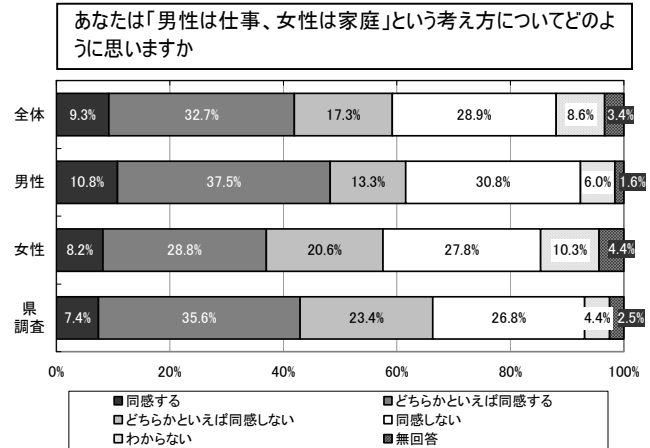
基本目標 I

男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

◆本市の現状と課題◆

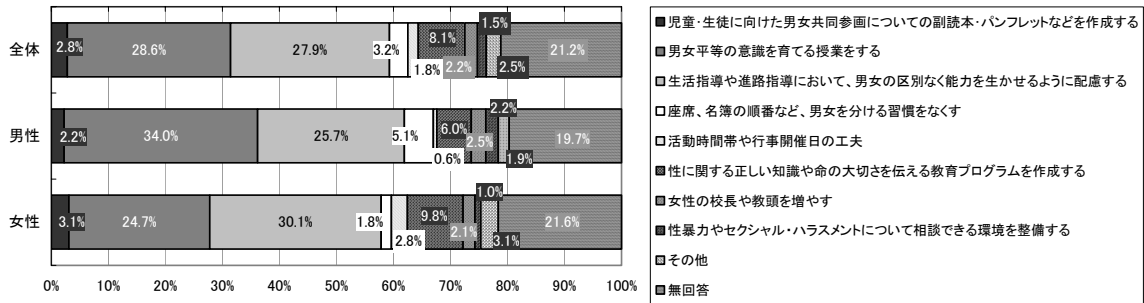
■「男性が仕事、女性は家庭」という考え方はまだ根強く残っています■

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感する」または「どちらかといえば同感する」市民は42.0%、「同感しない」または「どちらかといえば同感しない」市民は46.2%となっています。固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。



■男女平等意識を育てる教育や意識改革のための効果的なPRが求められています■

学校教育(小・中学校)のなかで男女平等を進めるための取組みとして、特に何に力を入れるべきだと思いますか



市民意識調査によると男女平等を進めるために力を入れるべきことについては、「副読本・パンフレットを作成する」と回答した市民が28.6%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が27.9%とおり、男性では「副読本・パンフレットを作成する」の割合が高く、女性では「男女平等の意識を育てる授業をする」の割合が高くなっています。

■DVの被害者の多くはどこにも誰にも相談できないと感じています■

市民意識調査によると、一度でもパートナーからの暴力を受けたと答えた人が、そのことについて誰かに打ち明けたり、相談したかをたずねたところ、一番多かった回答は「どこにも誰にも相談しなかった」でした。一方「公的な機関や相談窓口」との回答は一番少なく、気兼ねなく相談できる体制が必要です。

パートナーから暴行を受けことについて誰かに打ち明けたり、相談しましたか

どこにも誰にも相談しなかった	44.0%
友人・知人	36.0%
家族	19.0%
無回答	6.0%
警察	3.0%
医師	3.0%
民間の機関	3.0%
その他	3.0%
公的な機関や相談窓口	2.0%

「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年



◆施策の体系・目標指標◆

男女共同参画社会の形成を目指し、これまで培ってきた下妻市の地域性を大切にしながら、性別によって中立でない社会制度や慣行の見直しを着実に進めることにより、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画社会の形成に必要な法律や制度などの理解促進を図っていきます。

また、男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるものが教育・学習であることから、学校教育、生涯学習において、男女共同参画を目指す教育を積極的に推進していきます。

さらに、男女間のあらゆる暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、これらの状況を克服していくことは、緊急の課題となっています。暴力を許さない環境づくりに向けた啓発や相談体制の充実に努めるとともに被害者の保護、支援、セクシャル・ハラスメントの防止対策を図っていきます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女が互いの人権を尊重するための意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	(1)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し (2)意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進
	2 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1)男女共同参画を推進する教育・学習
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

■目標指標	■内容	H23 → H28
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」もしくは「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合の拡大を目指す。	46.2%→50.0% (参考)50.2% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書(平成22年)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において「学校教育の場で」男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	64.4%→70.0% (参考)64.6% 新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成18年)
DV被害を受けたと回答した人のうち「どこにも誰にも相談しなかった」市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」においてパートナーからの暴力の経験があり、そのことについて「どこにも誰にも相談しなかった」と答えた人の割合を下げることを目指す。	44.0%→20.0% (参考)19.8% 新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成18年)

主要課題 1

男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し

性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しを図るため、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための効果的な広報啓発を進めます。そのため、「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき推進体制の整備・充実や意識啓発事業の推進を図ります。

① 推進体制の整備

「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき、全庁的な連携のもと、男女共同参画社会の構築に向け、社会制度・慣行の見直しのための取組を推進します。また、市民、事業者、団体、関係機関との連携・協働により男女共同参画の推進を図ります。

② 意識啓発事業の推進

子どもから高齢者まであらゆる世代の市民を対象に、男女共同参画の形成やその意義についての理解を深め、男女平等意識を醸成するための、講演会やセミナーなど広報・啓発活動を推進します。

(2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進

市民が人権尊重の理解を深め、男女平等意識の高揚を図るため、市民を取り巻く動向や実態を調査するとともに、意識啓発のための情報提供に努めます。また、市民一人ひとりに保証された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応などについて、正しい知識が得られるよう、法律や制度についての理解の促進を図ります。

① 情報提供と法制度等の理解促進

男女共同参画に関する全国的な動向や市民意識などを的確に把握するとともに、男女共同参画に関する情報、女性の人材情報などを積極的に提供していきます。

また、市民、事業者、団体（行政区、PTA、各種団体）などを対象に、女子差別撤廃条約、男女共同参画基本法、育児休業制度などの法制度について、あらゆる機会を捉えて分かりやすい広報に努め、その理解促進を図ります。



主要課題2

男女共同参画を推進するための教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

生涯学習、学校教育の場において、男女平等意識の醸成を図る教育を推進します。そのため、男女共同参画に関する理解の促進を図るとともに、教育に携わる指導者の意識啓発に努めます。また、性別に関わりなく多様な選択を可能とする教育や学習機会の充実を図ります。

①男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

多様化する市民ニーズに対応しながら、男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修会や講演会などを実施するとともに、多様な生き方の選択を可能にするため男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や能力開発などの推進に努めます。

②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どものころから男女共同参画の理解を促すことが重要であるとの認識にたち、小中学校において人権教室などの男女平等教育を推進するとともに、子どもたちが職業選択などにおいて性別にとらわれず多様な選択を出来るよう、男女共同参画の視点に立った職業意識の醸成や進路指導の充実に努めます。

主要課題3

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

男女間におけるあらゆる暴力の根絶を目指し、あらゆる世代に対する啓発活動を推進することにより、男女間の暴力の根絶に向けた環境づくりに努めます。また、被害者に最も身近な行政として、相談体制の充実や被害者の状況に応じた切れ目ない支援に努めます。

さらに、セクシャル・ハラスメントは人権侵害であるという認識に立ち、セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。

①男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

男女間の暴力を未然に防止するため、配偶者からの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的な暴力など、被害者が脅威を感じる全ての行為が該当することや、被害者自身がDVを受けていること自体を認識していないことが多いことから、DVに対する基本的な認識について、様々な機会を捉えて啓発に努めます。

また、デートDVなど若い世代の男女間におけるDVが課題になっていることから、市民に対する啓発を推進するとともに、学校教育においてもDV防止対策の推進を検討します。

②被害者の保護・自立支援

市民にとって最も身近な自治体である市の果たす役割は重要であることから、国・県等関係機関を含めた被害者支援のネットワーク、DVの相談に対応している機関等を周知していくとともに、下妻市における相談体制の強化に努めます。

また、被害者の保護にあたっては、被害者の安全を最優先に、関係課、関係機関の連携により、切れ目ない支援を図っていきます。

さらに、DVの問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育などあらゆる関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

③セクシャル・ハラスメント防止対策

雇用の場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けて、市内企業を対象に事業主の意識改革を促すための意識啓発を推進するとともに、パンフレット・広報などによる啓発に努めます。

また、教育、地域、医療・福祉、スポーツなどあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発を進めます。





基本理念の公募案

(検討会委員)

生かす個性 男女を越えて 支え愛

～おもいやり わかちあい のびやかに
ひとりひとりが輝くまち～

支えあい・認めあいの社会へ
～男女共同参画社会の実現へ～

互いを思い合う ころのまち下妻
～生き生きと輝く人 まち 下妻市～

男女の特性を認め、互いに助け合う社会をめざして
～手を取りあって ささえあう
互いに敬う 共同社会下妻～

基本目標Ⅱ

男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

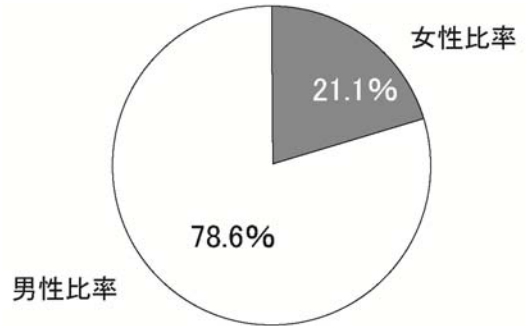
◆本市の現状と課題◆

■政策・方針決定過程への女性の参画の促進が望まれます■

下妻市における審議会等の女性の登用率（平成23年4月1日現在）は21.1%と茨城県市町村平均（23.0%）より低くなっています。積極的に女性を登用することにより、政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を図っていく必要があります。また、市内企業等における女性の方針決定への参画拡大について支援を図っていく必要があります。

資料：内閣府男女共同参画局

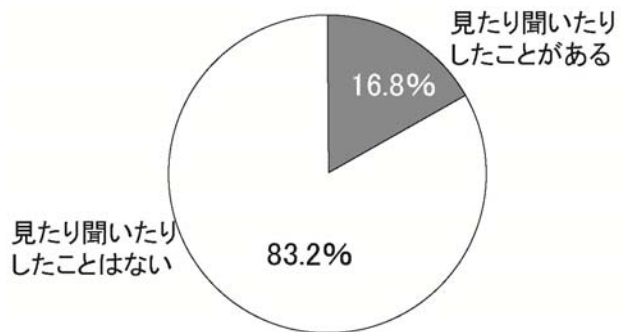
下妻市の審議会等における女性の登用状況
(平成23年4月1日現在)



■幅広い層の市民に男女共同参画の意識を高めてもらうための積極的な啓発が必要です■

市民意識調査によると、「下妻市男女共同参画推進プラン」を見たり聞いたりしたことがあると回答した市民は16.8%と少なく、認知度が低いことが分かります。また、20歳代～30歳代における認知度は、全体の割合よりさらに5ポイント以上下回っており、関心が低い世代に向けた男女共同参画推進プランの周知が必要と考えられます。

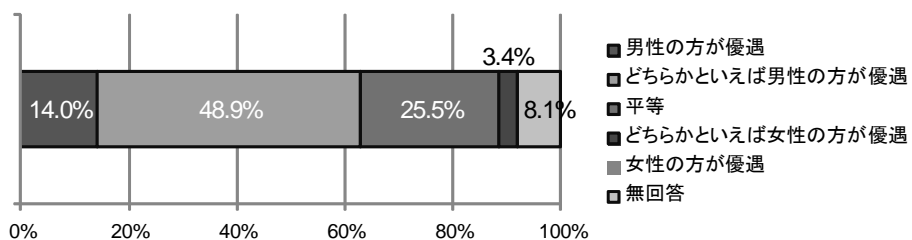
「下妻市男女共同参画推進プラン」を見たり聞いたりしたことがあると回答した人の割合



■地域社会の中心は慣例的に男性であり、男女の地位が平等と感じている人は僅かです■

市民意識調査によると、町内会、自治会などの住民組織の中で「男女の地位は平等になっている」と回答した市民はわずか25.5%で、60%以上の市民は「男性の方が優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」されていると思っていることが分かります。

あなたは、町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位は平等に感じていますか



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年



◆施策の体系・目標指標◆

政治、経済、社会など多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画においては、人口の半分を女性が占めているにもかかわらず、未だ過小代表となっており、男女の意見が公平・公正に反映されない状況にあります。政策・方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考えを反映させるため、実行性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するとともに、雇用分野における女性の参画拡大を促進します。

また、男女共同参画社会の形成は女性のみならず、「男性にとっても暮らしやすい社会である」との認識にたち、男性にとっての男女共同参画を推進するとともに、次代を担う子どもたちが個性と能力を十分発揮できるように子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。

さらに、地域社会における様々な問題を解決するためには多様な視点が必要であることから、防災・防犯・交通安全、環境などあらゆる分野において男女共同参画の視点で取り組むよう活動を支援します。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女があらゆる分野に参画できる体制の整備	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1)行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大
	2 男性、子どもにとっての男女共同参画	(1)男性、子どもにとっての男女共同参画
	3 地域社会における男女共同参画の推進	(1)地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

■目標指標	■内容	H23 → H28
審議会等の女性の登用率	下妻市の審議会等における女性比率の拡大を目指す。	21.1%→30.0% (参考)30.0% 「第5次下妻市総合計画」における成果指標（平成29年度目標値）および第3次男女共同参画基本計画（平成22年）の成果目標（平成27年）
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「男女共同参画社会基本法」という言葉を見たり聞いたりしたことがありと答えた人の割合の拡大を目指す。	28.8%→40.0% (参考)36.6% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（平成22年）
町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	25.5%→30.0% (参考)28.4% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（平成22年）

主要課題 1

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大

各種審議会・委員会への女性の参画など、市が直接取り組むことができる分野については、具体的な数値目標を設定し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するとともに、雇用分野での女性の参画の拡大を図ります。また、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには女性のエンパワーメントが不可欠であることから、長期的な視野で人材育成を図るとともに、本市女性職員の管理職への登用、職域の拡大に努めます。

①政策・方針決定の場への女性の参画促進

各種審議会・委員会への女性の参画促進を推進するため、団体への働きかけや市民公募枠の拡大、職務指定の見直し検討など、あらゆる分野において女性を積極的に登用し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めます。また、女性の管理職への登用や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む企業を支援します。

②女性の人材育成等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、女性の参画拡大を積極的に推進します。また、各種団体など様々な分野で活躍する女性や市内の女性団体を対象とした意識啓発を図ります。さらに、人材の育成、掘り起こしを進めるとともに、女性の人材情報の提供を推進します。

③女性職員の職域拡大

女性職員の管理職への登用を図るとともに、これまで女性が担ってこなかったあらゆる職域において女性職員を登用するなど、女性職員の職域の拡大を積極的に進めます。

また、先進的な取組や指導的な地位に立って活躍している女性などの情報を啓発紙等において提供することにより、女性が管理職として社会的責任を担っていくことに対する理解促進を図ります。

主要課題 2

男性、子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

男性自身の固定的な性別役割分担意識を取り払い、長時間労働の見直し、男性の地域生活や家庭生活への参画について理解促進を図るための啓発に努めます。また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することで、子どもたちが将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。



①男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画の意義について男性を対象にした意識啓発を図るとともに、男性の家事や子育てへの理解を深めるために、講座・教室やセミナーなどを実施します。

子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。また、理工系分野などへの進学や進出を促進するため、児童・生徒が科学への関心を高めるための授業の充実を図ります。

主要課題3

地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

市民にとって、家庭に次いで身近な生活の場である地域社会における男女共同参画の推進は、とても重要です。古くからの習慣が色濃く残る農業などの分野における男女共同参画を推進します。また、少子・高齢化や単身世帯の増加等の問題や先の東日本大震災の際に見直された地域コミュニティの大切さを教訓に、各種ボランティアの養成・活動支援に努めるとともに、防災・防犯、環境分野における女性の地域活動への参画促進に努めます。

①地域活動における男女共同参画

農業などの家族経営における女性の地位向上を図るため、女性の労働の適正評価や労働環境の整備などを進めるとともに、女性リーダーの育成、女性の起業支援を促進します。

また、女性の感性や視点をまちづくりに取り入れるための活動、ボランティア活動や地域活動への参加を促すために講習会の開催や各種ボランティア活動を支援します。

さらに、市政モニター制度の実施など、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進します。

②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における様々な課題を男女共同参画の視点にたって解決していくため、防災・防犯・交通安全などの分野において、組織の運営や活動の進め方など方針決定への女性の参画を促進するとともに、計画策定などにあたり男女共同参画の視点を盛りこみます。

さらに、災害時に被災者支援活動を円滑に進めるための防災ボランティアの養成や地域パトロール、消防団への女性の加入など実践的な活動を促進します。

③環境分野での男女共同参画

女性は環境保全意識が高く、資源のリサイクル活動などにおいて保全活動を担ってきた経緯があることから、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

基本目標Ⅲ

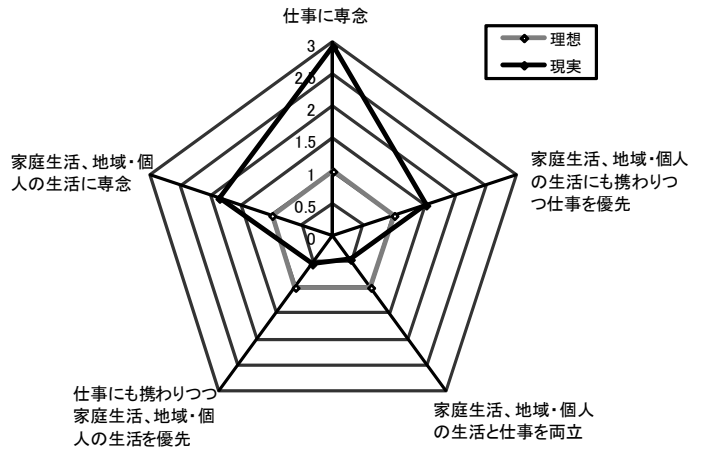
男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

◆本市の現状と課題◆

■市民が描く理想と現実を近づけていくことが必要です■

「仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス」に関する理想と現実を「理想」を基準にして見ると、現実の『仕事に専念』は理想の3倍、『家庭生活、地域・個人の生活に専念』は理想の2倍、『家庭生活、地域・個人の生活にも携わりつつ仕事を優先』は理想の1.5倍と、いずれも理想のバランスに比べて仕事優先に傾いていることが分かります。さらに、現実の『仕事に携わりつつ家庭生活、地域・個人の生活を優先』『家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立』は理想の半分と、個人の生活を思うように送っていないことが分かります。

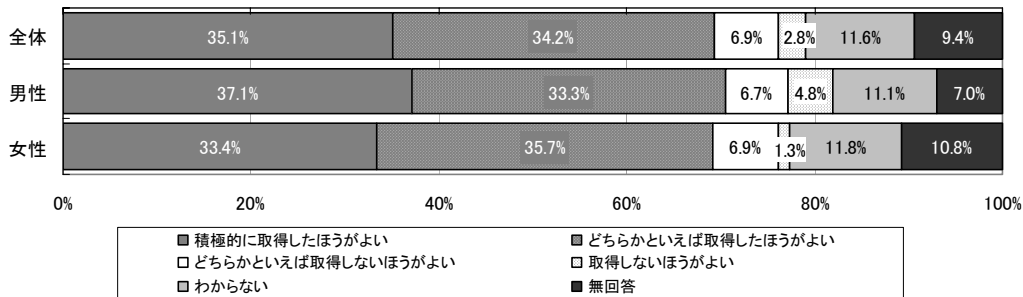
「あなたの仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスは」という設問に対し、理想と現実をたずねました



* 理想の「あなたの仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスは」という設問回答者数を基準値とし、理想の回答者数を現実の回答者数で割った数値をレーダーチャートで表しています。

■男性の育児休業取得など、仕事と生活の調和を実現するための支援が必要です■

制度を利用して男性が育児休業を取得する事についてどう思いますか



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年

市民意識調査によると、「積極的に取得したほうがよい」もしくは「どちらかといえば取得したほうがよい」が69.3%となっています。また男性では70.4%、女性では69.1%と、男性の方が取得に肯定的になっています。

男性の育児休業の取得について、社会的認識を高めていくことにより、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



◆施策の体系・目標指標◆

男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域活動のバランスがとれた生活ができる環境づくりが必要であることから、子育て支援と連携しながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指した環境づくりに取り組みます。

男女雇用機会均等法の基本理念に基づき、男女が差別されることなく雇用の機会や待遇を確保できるよう支援に努めるとともに、多様な働き方が選択できるように、就労環境の整備を支援していきます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1 男女の仕事と生活の調和	(1)仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発 (2)仕事と子育ての両立支援の推進
	2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1)地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

■目標指標	■内容	H23 → H28
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を見たり聞いたりしたことがある」と答えた人の割合の拡大を目指す。	21.6%→50.0% (参考)50.0%以上 第3次男女共同参画基本計画（平成22年）の成果目標（平成27年）
男性の育児休業を取得した方がよいと思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、男性が育児休業を「どちらかといえば取得した方がよい」（34.2%）との答えから「積極的取得した方がよい」に移行する人の割合の拡大を目指す。	35.1%→50.0%

基本理念の公募案

（検討会委員）

みんなが輝くまち 下妻

持ち味を 発揮できる 参画社会

主要課題 1

男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、従来の仕事優先の働き方を見直し、家庭生活や地域活動とのバランスのとれた生活が求められていることについての意識啓発を進めるとともに、行政や市内企業における仕事と生活の両立ができる職場環境の整備を促進します。

また、男女の仕事と生活の調和を実現するために不可欠な子育て支援の充実を図ります。

①ワーク・ライフ・バランスの推進

市民がやりがいや充実感を持って働き、健康で豊かな生活をおくるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の気運の醸成や長時間労働の抑制、多様な働き方を認められる就業環境、男性の家事・育児参画の促進などの必要性について、あらゆる機会を活用し意識啓発に努めます。そのため、市が率先して、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

全ての子育て家庭を対象に総合的な子育て支援や子育て家庭を対象とした経済的な支援の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に係る負担の軽減を図るため、保育サービスや子育て相談体制の充実に努めます。

①総合的な子育て支援の充実

子どもの豊かな心を育む読み聞かせなど子育て中の親子が集い、悩みや情報交換などの交流の場を提供します。また、安心して仕事と子育てが両立できるように、援助を受けた人と援助をしたい人のネットワークづくりを支援します。

②保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病、災害、事故等に対応するため、保育サービスの充実を図ります。また、放課後児童対策や子どもの居場所づくりなど、子どもが健やかに育つ環境を整えます。

③子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の生活の安定と子どもの健全育成、保護者の経済的負担軽減等を目的として、各種手当での支給を行います。

④子育ての相談体制の充実

子育てに関する様々な悩みや問題に対して相談・支援体制の充実を図ります。



主要課題2

雇用の場における均等な機会と待遇の確保

(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に資するため、市内企業に対する啓発に努めるとともに、働き方に関する法制度の周知に努めます。

また、多様な働き方が柔軟に選択できる労働環境の整備を目指した啓発を進めます。

① 地元企業における就労環境の整備支援

男女の均等確保が実現され、女性が活躍できる環境づくりを実現するためには、事業所や団体のトップの意識改革が最も重要であることから、市内企業に対し、あらゆる機会を捉えて意識啓発を図ります。また、市民に対しては、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令や育児休業制度、介護休業制度など各種制度の周知に努めます。

働く婦人の家や勤労青少年ホームにおいて、活動の場の提供や講座を通して働く男女の支援に努めます。

② 多様な働き方の支援

多様な働き方を柔軟に選択でき、その能力を充分発揮していくことができるよう、職業能力開発や再就職支援などチャレンジ支援について広報等により啓発していきます。

基本理念の公募案

(検討会委員)

男女共同参画社会をめざして
～認め合い 共につくろう わがまち下妻～

きずきあう みんな 男女の未来は 私の未来

基本目標Ⅳ

誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

◆本市の現状と課題◆

■男女の生涯にわたる健康づくり、性差に応じた健康支援が必要です■

市民が生涯にわたり健康に暮らすための取組として、母性保護や母子保健の充実、男女の性差に応じた取組など、様々な健康支援に努めています。

市が実施する健康づくり支援においては、男女の生涯にわたる健康づくり、性差に応じた健康支援を進めていく必要があります。

下妻市のがん検診実施状況の推移(子宮がん、乳がん、前立腺がん)

(単位:人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
子宮がん	1,069	1,070	1,070	962	972	943	927
乳がん	905	819	934	1,037	1,114	813	904
前立腺がん	940	888	844	958	1,079	1,149	1,041

※各検診は、集団検診であり医療機関検診を除く。

資料:保健センター

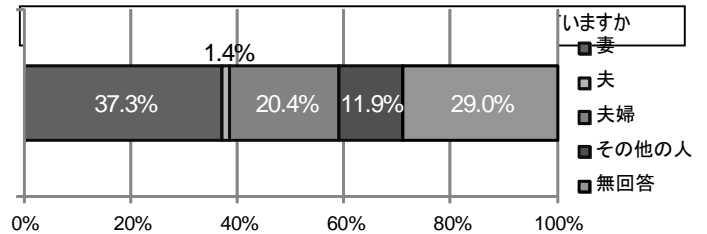
※子宮がん検診は、20歳以上の方が対象。

※乳がん検診は、30歳以上の方を対象とし、年齢によって超音波検査、エックス線検査を実施している。

※前立腺がん検診は、50歳以上の方が対象。

■安心して利用できる福祉の充実が求められています■

市民意識調査によると、現在配偶者のいる家庭で「病人や高齢者の介護」の役割を主に担っているのは誰かという設問では、『妻』が37.3%となっており、『夫』はわずか1.4%にとどまっています。介護の現場において、女性の負担が大きいことが分かります。



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年

介護する家族の負担を減らしていくとともに、高齢者・障害者が気兼ねなく安心して利用できる医療・介護の充実が望まれます。



◆施策の体系・目標指標◆

男女が心身および健康について、互いの身体的性差を理解し思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成において大変重要であることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取組や、男女の性差に応じた健康支援に努めます。

また、ひとりで暮らす高齢者、介護・養育が必要な高齢者・障害者とその家族、ひとり親などの援助が必要な家庭や異文化の中で生活している外国人の方などに対しては、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援 (2)妊娠出産に関する健康支援
	2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備 (2)援助が必要な家庭への支援

■目標指標	■内容	H23 → H28
子宮がん、乳がん、前立腺がん検診の受診者数	女性特有の疾病である子宮がん、乳がん検診及び、男性特有の疾病である前立腺がん検診の受診者数の向上を目指す。	子宮がん 927人 → 1,200人 乳がん 904人 → 1,100人 前立腺がん 1,041人 → 1,200人
要介護認定者が何らかの介護サービスを受けている率	介護する家族の負担を減らすとともに、安心して利用できる介護の充実を目指す。	81.2% → 95.0%

※平成23年9月現在の要介護認定者1,609人、介護サービス利用者1,306人
資料：保健センター・介護保険課

基本理念の公募案

(検討会委員)

男女共同参画社会をめざして
～互いを尊重し 支えあう いきいき下妻～

主要課題 1

生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう生涯を通じた男女の健康をあらゆる面から支援するとともに、各種検診、情報提供、支援体制を確立します。

①生涯を通じた男女の健康保持・増進

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関して、市民への意識の浸透を図ります。

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするため、住民基本健診の実施や保健医療サービス等の情報の提供を行います。

②男女の健康づくり支援

生活習慣病のための正しい栄養・食生活、食育や健康づくりの普及など、地域の食生活改善運動を推進するため、食生活改善推進員を育成します。また、市民の健康保持・増進、体力の向上を支援するための運動教室などを実施します。

(2) 妊娠出産に関する健康支援

女性の健康にとって大切な妊娠・出産期を安心して過ごせるように妊娠・出産期における女性の健康管理の充実に努めるとともに、周産期医療や小児医療の充実、母子の健康診査や相談事業等、健康増進や育児の不安解消のための支援に努めます。

①母性保護の環境整備

妊娠・出産に関する知識の普及や妊婦および乳児の保健管理の向上を図るための健康診査を実施します。

②母子の健康増進の環境整備

母子の健康の増進や乳幼児の健康管理等の知識の普及などを図ります。

③乳幼児の健康支援

乳幼児の健やかな発達を促すための教室や保護者の子育ての不安等を解消するための各種相談事業を開催し、母親同士の仲間づくりの支援に努めます。



主要課題2

誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、高齢者・障害者が、家庭や地域の中で健康で安心して暮らすための環境を整備します。また、介護・養育の当事者は女性が多いという実態を踏まえ、介護・養育している家族の負担の軽減を図ります。

①高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、高齢者の生きがいづくりや、介護予防、生活自立支援、相談体制の充実に努めます。また、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービス等を実施していきます。さらに、介護をしている家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

②障害者が安心して暮らせる環境の整備

障害を持つ市民とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援に努めます。

(2) 援助が必要な家庭への支援

ひとり親家庭や援助が必要な家庭の生活の安定を図るための支援をします。また、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人が異文化の中で安心して生活できるよう支援に努めます。

①ひとり親家庭への支援

母子家庭の生活の安定を図るため、就職に役立つ資格取得の支援をします。また、ひとり親家庭に対しては学資金など経済的援助を実施します。

②援助が必要な家庭への支援

援助が必要な家庭における健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するために、医療費の一部を助成します。

③多文化共生の推進

外国人女性は、言葉の違いや価値観の違い、地域における孤立などの困難を抱えるケースが多いことから、行政情報の外国語による提供や相談体制の充実などの支援に努めます。